

外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)、第二和二十七号法律第九十三号)、第二条第三項(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)、第十四条の二第三項において準用する場合を含む。)(の規定により基く場合を含む。)(の規定に昭和三十四年における適用については、同項中「百分の百五十」とあるのは、「百分の百四十をこえ百分の百五十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

理由

最近における民間給与、生計費その他の給与に係る諸条件にかんがみ、十二月十五日に支給する国家公務員の期末手当を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十二億円の見込である。

○石橋(政)議員　ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のように國家公務員に對しましては、夏季及び年末にそれぞれ期末手当及び勤勉手当が支給されておるのでありますが、最近における民間給与、生計費その他給与に關係ある諸條件を考慮いたしました結果、年末に支給される手当につきまして若干の増額

が必要であると認められるに至りました。

そこで財政その他の事情をも考慮の上、十二月十五日に支給する手当につきまして、期末手当の額を〇・一カ月分増額して一・五カ月分とし、勤勉手当と合せて合計二カ月分を支給することとした次第であります。なお、この改正法律案により、期末手当の増額されることとなる部分の本年十二月における支給につきましては、従前の例にならい、各庁の長が既定人件費の節約等によりまかない得る範囲内で定める割合により支給することとしたしました。所要経費は、平年度約十二億円の見込みであります。

以上が、本法律案を提案する理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○福田委員長 本案についての質疑は次に譲ることいたします。

○福田委員長 本案についての質疑は次に譲ることといたします。

○福田委員長 郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を許します。石橋政嗣君。

○石橋政一委員 先回本委員会におきまして森本委員から御質問いたしましたので、十分なる御答弁が願えなかった一点についてたゞしておきたいと思ひます。

それは新しく大臣官房に官房長を置くというのでありますが、従来の郵政省の局長、部長等の関係から、新しい官房長の位置づけが不明確であったわけでございますが、従来の三部長が局長と同格である、しかもその三部長の上に新しく今度官房長ができるのである

りますが、その官房長も局長と同格であるというのでは、将来においていろいろの運用上非常に複雑なものになるかもしれないのですが、そのの点一つすっきりした形で御説明を願っておきたいと思えます。

○佐藤虎政府委員 御審議を願っております官房長設置の問題につきまして、ただいまの御質問にお答えいたします。官房長は三部長の上であります。官房長の中に三部長を包含し、官房長は局長と同等の待遇をし得るのであります。さよう御承知願いたいと思います。

○福田委員長　ほかに御質疑はありませんか。――御質疑もないようでありますので、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 これより本案について
討論に入るのでありますが、別に討論
の申し出もありませんので、直ちに採
決いたします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○福田委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○福田委員長 御異議なしと認めま
す。よつてそのように決定いたしました。
た。

○福田委員長 国の防衛に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。田村元君。

○田村委員 私には宮城県多賀城町における旧海軍工廠用地の処分に関しまして大蔵省に対し若干の質問をいたしたいと思ひます。

多賀城町における旧海軍工廠用地の処分につきましては、本委員会においてすでに二回にわたり同僚委員から大蔵省当局に対して質疑が行なわれたことは、すでに御承知の通りであろうと思います。私は去る七月の下旬に国政調査のために当委員会から派遣をせられまして、宮城県下に参り、本件について柳沢東北財務局長から一応の説明を聞いた後、現地に参りまして、多賀

城の町長やあるいは町会議長あるいはまた旧地主の代表者からそれぞれ説明を聞いたのであります。議会議長をしておられる伊藤さんという方がおりますが、この方は旧海軍工廠創設当時多賀城村役場の土木、庶務主任をしておられた関係で、当時の事情については非常に詳しいらしいのであります。地元側の説明によりますと、当時の事情でありますが、かいつまんで申し上げますと、昭和十七年六月一日から工廠創設予定地の周囲に赤い旗が立てられ始め——この赤い旗というのは赤旗ではなくて、注意を引くための、いわゆる中に入ってはいかぬという旗でありますが、三日後にはその旗の中にある土地所有者が印鑑持参の上で国民学校に集合せしめられた。そうして軍当局から大東亜戦争を勝ち抜くため重要施設をするので、諸君の土地を買収する、やがて軍が必要でなくなった場合

昭和十七年六月一日

宮城郡多賀城村長 後藤 一義

佐藤正人殿

土地買収ニ関スル件

般首題ノ件ニ関シテ軍事施設用地
シテ買収ノタメ菊池主計大佐殿出
高致サレ候条通牒有之候付左記ニ依
必ス時間厳守ノ上御参集相成度依
品及御通知候也

三

日 時 六月四日午後一時

攜帶品 印形

、場所 宮城郡多賀城国民学校
ういうような一片の書類で、判を
て行ったところが、反問を許さな
簡単に話をきめられてしまった。
上施設は急を要するという理由
実費程度の補償で二十日以内に立
きを命ぜられた、実に無謀な話で
ます。ために一時に宅地も耕作地
って、生計の道も断たれるに至っ
あまつさえ貯金させられた土地売
金は御承知のように封鎖せられて
って使えない、こういうような工
大半の者は生活要保護の状態に
たのであります。宮城県議会が本
関する旧地主等の陳情を取り上
十月月にわたって調査した結果、
の訴える通り、広大な民有地が不
換地措置によって、低廉な価格で

買取されたものであることを確認し、その要望もまたに妥当であるというので、これを認めて、現在荒廃のまま放置されている計画外の土地については、旧土地所有者に対して縁故払い下げまたは再補償の行政措置を講ぜられたい旨の意見書を、昭和三十三年十二月二十五日付で内閣総理大臣や大蔵、農林、通産、法務の各大臣あてに提出をいたしましたのであります。従って政府当局は、これらの事情についてはすでにとうとうと御承知のところと思ひますが、私はそういう私の調べた面における概略を申し上げて、若干の質問をいたしたいと思います。

県議会がこういうふうな事態の重大性を認めて、積極的に乗り出して、長期間にわたって調査を行なつたということは、おそらく私はその例を見ないのではないかと思ふのであります。どうですか、大蔵政務次官、こういうような事例は全国的にはほかにもありますかどうか、お答え願ひたい。

○奥村政府委員 お答え申し上げます。ただいまのお尋ねは、宮城県多賀城町において、戦時中が旧軍の必要上、御指摘のように非常な無理な土地の買い上げをいたしたということでありますが、こういう事例は全国的に多数ございます。またこれは土地だけでなく、たとえば先般まで国会で長い間御審議になりました接収資産などにつきましても、ダイヤモンドとかあるいは金銀その他に至るものも接収しておりますが、なかなかこれも無理な事情もあつた。しかしこういう事情はよく調べて、ただいま御指摘のことは政府としても大蔵省としてもよく

承知しております。なお御指摘の宮城県多賀町議会の伊藤栄一という議員の意見書も見ております。そこで大蔵省といたしましては、事情はよくわかりますが、しかしこういう問題については一応これは合法的になされたものとして全国的に処置をつけて参つたので、この多賀城町の場合も、旧所有者総数千五百名のうち、いろいろお話しもありましたけれども、結局話し合ひで話がつけば登記も行なわれました。また異議のあります方が、千五百名のうち八十八名の方が残つておる、こういうこととありますので、その残つた八十八名の方をこの際その御要求の通りにこのまま返還するというのをいいたします。今までに登記して、國の方針に順応なさつた方に対しては非常に不公平ということにも相なりますので、政府の方針としては既定方針を変えずに、しかしあくまでも話し合ひで解決をいたしたい、かように考えておる次第であります。

○田村委員 政務次官は私の質問にお答えにならないで自分の趣旨だけ述べられたが、それではちょっと困るので。私が今伺つたのは、県議会がこういうふうな乗り出して長期にわたつて調査をしたというふうな事例が、他にもあるかどうかということなんです。なおきようは実は大蔵大臣に来てもらつて相當な意見を述べてもらおうと思つたのですが、御都合が悪いようでありまして、合法的になされたから何でもいふのだ、少くとも合法的だと認めるのだというふうな考え方は、私は納得できないと思ふのです。これは後ほど順を追つてお尋ねしますが、そういう県議会が長期にわたつて一生懸命

に調査をした、そして上申書を出しておるといふようなことに対して、そういう事例があるのか。またその県議会が提出した意見書に対してどういう処置をされたかというのを私は伺つておるわけなんです。政務次官つづきにおわかりでなければ局長でけっこうですから、詳しく申し述べてもらいたい。

○奥村政府委員 どうも先ほどの私の御答弁は少し先づいて申し上げたと思ひますので、ただいま特に御質問になりました件についてお答えをいたしますが、答弁の正確を期する意味において所管の管財局長から答弁させていただきます。

○賀屋政府委員 お答えいたします。このような事例につきましまして、県議会が長年にわたつて調査をして報告書を出しておるといふケースは、ほかにもあるのかもしれないが、私の承知いたしております限りまだそのようなケースを聞いておりません。

○田村委員 おそらくこういう事例は私はないと思ふのです。そうすれば、全国的に非常にまれなことが行なわれたのでありますから、それに対して大蔵省としてはある程度反応がなければならぬはずなんです。この意見書に対して今までどういふような処置をとられましたか、具体的に承知したいと思ふ。

○賀屋政府委員 県議会の調査報告、おそくはかには事例がないだらうという田村委員のお話でございますが、その点につきましては、先ほどお答えいたしましたように、具体的に私承知いたしております。しかしながらこれに類する例は全国に非常に多いといふことは申し上げ得ると思ふのでござい

ます。これはごく概数でございますので、そのつもりで聞き取りをいたしたいと思ふのでございまして、旧軍が演習場その他に買取いたしましてその登記が完了しておらないという件数だけでも、相手方の数をとつてみると一万余人いる。これは全国至るところに散在をいたしております。従いましてこれに類するケースがここだけに限られておるといふことは言い切れないものがあると思ふのでござい

ます。○田村委員 当委員会において一年半ほど前に保科委員から同じ問題に關して御質問があつたときに、管財局長は十分調査をするということであつた。ところが本年の四月三日に再び保科委員が質問をしておられる。その後それはどういふふうな調査をしたか、詳しく答えてもらいたいという御質問に対して、市瀬説明員は中間的な報告しかできないことを御了解願ひたいという意味の発言をしておるのであります。そこで一年を経過して調査をして中間的である、しかし相當調査は進んでおるといふのであります。それからまた八カ月もたつておる。もう調査はおそろく完了されたと思ふのであります。それについて局長から所見を述べてもらいたいと思ふ。

○賀屋政府委員 この点の調査でございますが、昭和三十三年度におきまして十三万七千四百八十八坪につきまして、公園公簿等と対照いたしました基礎調査を完了いたしました。現在はこの基礎調査を完了いたしました土地について今度は現地の確認調査と、それから基礎調査の完了しておらない

ところをなお引き続き実施中でございます。

○田村委員 未登記の土地が相當あるようであります。未登記の分については固定資産税その他の税を昭和二十九年まで旧地主側において支払つておることはこれまで御承知の通りである。また多賀城町役場の敷地、あるいは同町中学校の敷地ですら個人所有名義となつてゐるために、今日なお移転登記ができない状態である。これらに似たような事例はその他にもたくさんあるといふことは、これまで御承知の通りであると思ふ。このようにたくさん未登記の土地が今なお残存してゐるのは、旧土地所有者の協力が得られないためであると財務局では申してゐるわけなんです。それが真相ですか。一体旧地主の協力が得られなかつたといふことはどういふことであるか、大蔵省の一方的な言い分通りに地主がいたさなかつたから、協力が得られなかつたといふ断定をしたのだといふことは、これは妙な話であつて、今政務次官は話し合ひだとおっしゃつたわけですが、これはどういふ意味ですか、その真相をちょっと言つてもらいたい。

○賀屋政府委員 未登記の土地について登記をできるだけすみやかに完了したいといふことで、一方において調査をいたしますとともに、旧土地所有者の協力を求めまして、登記の承諾書をとるといふことで鋭意努力をして参りました。そこで先ほど政務次官が申し上げましたように、買取当時千五百人の相手方がございました。うちすでに軍で処理をいたしましたのが八百二十七件、それから財務局に移りましたあ

といろいろお話し合いをいたしました結果、これはなるほど国に所有権が移つておるといふことで、幸いに旧地主の御承諾を得まして登記を完了いたしました相手方が百三十五件ございまして、ただいまでは八十八人の相手方がまだお話し合いがついておらない、こういう状況でございますが、これらの方々につきましてもできるだけお話し合いで、御承諾を得られるように努力して参つたわけでございます。具体的には私ちよつと了知しておりませんが、この八十八人もばらばらに散らしておるような状況でありまして、その一画があるいは買い上げが行なわれておらなかったのではないかと想像をされるような固まつた地域ではないといふことで、つまりまわりの方々には承諾をされた方もある。従つておそれくこの土地は旧軍が買い上げた土地に達しないと思われような方々がまだ残つておるといふことかいたしすれば、財務局としては相当努力をいたしまして、中には御承諾を得たにもかかわらず、一部の方々がまだ御承諾をいただけない、こういう状況に相なつておるものと考えます。

○田村委員 これはあなたの方の言われるような簡単な事情ではないと思ふのです。いろいろな複雑な事情があるわけなんです、これはまたあとで申し上げるとして、そこで旧海軍から大蔵省に引き継がれた書類には国有地と書かれてありまして、その中には、旧海軍が地主に連絡もなしに勝手に計画を変更したものの、すなわち実は買収予定にすぎなかつた土地まで国有地として記載をされているものも含まれておるのではないですか。この点も旧地主

側で強く主張しておりますから、私は地主側から聞いた話でありますから、大蔵省としての御意見も承りたい。

○賀屋政府委員 大蔵省が旧軍から引き継ぎました数量は八十六万三千坪であつたのでございます。その引き継ぎを受けた土地につきましてその後実測をいたしております。それによりまして百十六万七千三百六十坪ということになっております。この旧軍から引き継ぎを受けた土地に、買い上げたものの以外に買い上げ予定地が含まれておつたのではないかといいことでございしますが、この点につきましては私も旧軍から引き継ぎました財産をそのまま引き継いで管理しておりますので、おそれく旧軍はすべて買い上げた土地を引き継いできたのであらうといふふうに確信を持つていただいままできているわけであります。

○田村委員 どうも局長の御答弁はその点あいまいですね。はたして買収予定地が国有地となつてゐるか、その所見いかんといふことを私は伺つておるので、そういうあいまいな答弁ではちよつとわからない。これは旧地主側から聞いた話を基礎にしてあなた方も考えられなければいけませんと思ふのです。今のは非常に確信のない御答弁ですね。もう少し具体的に申してもいい。

○賀屋政府委員 引き継ぎを受けました土地につきまして調べてみますと、売渡証書、それから代金の受取証といたつたような、売り渡しが現実に行なわれたことをうかがうに足る資料がありますので、これは買い上げの行なわれたものを旧軍から引き継いだもの、

こういうふうにご了解しておるわけでありまして。

○田村委員 それでは後日その書類の写しを提出して下さい。

な旧国と旧地主との間に訴訟が提起されておるようですが、その状況と見通しについて所見を申し述べたい。

○賀屋政府委員 多賀城地区に関する訴訟は六件ございまして、このうち国が被告となつておりますものが三件、それから他の三件は国が提起したものではないかと。この六件のうち一件は、登記の済んでおらない土地を第三者に転売されたとして登記される事象を回避するためやむを得ず提起したものでございまして、この五件のうち国が勝訴となつておりますものが四件ございまして、一件はただいま審理中でございます。つまり国が所有権を持っておるということが大体確認されておるわけでございますが、これらはいずれも控訴中でございまして、最終的な結論ではないのでございまして、私どもはこの通り妥当な、妥当と申しますか、私どもの主張が正しいと裁判の状況から見ましても確信を持っておるような次第でございます。

○田村委員 今局長のお話はどうも概略的な御報告で、ちよつと私にもしつかりわかりませんが、訴訟問題に關して、どういふような次第で訴訟が提起され、どういふような態度で原告、被告が臨んでおるかといふことを、私は簡単によろしゅうございましてから伺いたいと思ひます。これは内容は通告しなかつたけれども、きょうは多賀城の問題だといふことは大蔵省にはつきり言つてあるのですから、資料もおありだと思ひ、もちろん国が相手取られ

ておる場合もあるのですから、もう少し細かい所見を言つていただきたい。

○賀屋政府委員 訴訟のやりとりの詳細を今私記憶をいたしておりませんが、つまり国は、戦時中におきまして軍が買い上げた買い上げは有効である、従ひまして所有権は国にあるといふ根本概念を持っております。それに対して旧地主は、これは強制的に買い上げられたものである、あるいは買い上げが予定地であつたにすぎないので、現実には売買が行なわれておらないのだ、といったような反論をしておるわけでありまして。この点につきましては、代金を受領したという証拠資料も残つておりまして、私どもは買い上げは有効であつたといふことで、国が所有権を持っておる、従つて登記を国に移転するについての協力を求めておるわけでありまして。

○田村委員 局長、あなたがさっきから私の質問に対して答えておられるのは、実に確信のないようなお話でありますけれども、多賀城問題できょう私が質問することは数日前から通告してある。あなたはこれをなめてかかつたのですか。私は与党の委員です。こ

ういふばかなことで質問できますか。こんなばかなことではないと思ふ。もう少しまじめに勉強してもらいたいと思ふ。大体あなたは、今の答弁を聞いておると、内容はしつかりつづきに記憶しておりませんか、かくかくしかじかでございますという答弁は、でたらめといふことじゃありませんか。内容をつぶさに承知しておらぬで答弁ができるのですか。そういうことはどうも私はおかしいと思ふ。いづれまた

あとで詳しく日をあらためてこの問題で質問しますから、十分調べておいて下さい。

次に当時の買取価格であります、時価の五分の一くらいで、最高額ですら坪当たり宅地が三円、田が二円、畑が一円五十銭、山林が五十銭、原野が三十三銭、これらの平均が約一円二十銭であつたといふことであります。一方終戦直前に、田や畑の形のままで残つてゐた土地百五十四段四畝一步は、自作農創設のため、昭和二十四年三月二日付で大蔵省から農林省に所管がえされておりますが、その台帳価格は四十一万四千三百八十一円となつておりますから、一坪当たり平均一円三十一銭になつておるわけなんです。この両者を比較いたしますと、当時の買取価格はまぎれもなく台帳価格であつたものとだれしも考えられるのであります。買取価格と台帳価格がほとんど変わらないといふやうな、そんなばかなことではないと思ふ。明らかに時価といふものを無視した取引であつたと私は思ふのであります。この点どういふふうにお考えでしょうか。

○賀屋政府委員 国有財産の台帳価格はどのような価格を記載するかと申しますと、買取した土地につきましては、買取価格をそのまま台帳に記載するといふことになつております。

○田村委員 買取した価格をそのまま記載するといふことになれば、相当法外な値段で最近買取されておる土地も所によつてはあるだらうと思ふのです。が、全部そういうふうになつておりますか。

○賀屋政府委員 その買取しました土

地を処分いたします場合には、国有財産の処分の通例といたしまして、処分時の価額で処分するということでございます。これは台帳価格とは関係ございませぬ。なお台帳価格につきましては、当初買収価格を記載いたしまして、台帳価格は五年ごとに改訂するということになっておりますので、土地でありますれば、台帳価格が五年ごとにだんだん上がっていくということ、これは当然のことです。

○田村委員　そこでまた問題があるわけですが、またあとでそのことをお聞きすることとして、先へ進みたいと思ひます。

次に、このような広面積約三十二万坪は、一部繰返し下げ、または自作農創設のため逐次開墾関係者に払い下げられ、昭和二十九年末現在の調べによりますと、払い下げられた面積は、実測で約二十八万坪、払い下げを受けた農家戸数は百九十九戸であります。

が、その大半は旧地主とは関係がないのであります。払い下げを受けた者はしあわせで、受けなかった旧土地所有者は運が悪かったのだと簡単に割り切ってしまうのは、酷な話だと私は思ふ。土地払い下げに浴しない旧土地所有者に対しては、払い下げに見合う何か適当な措置が講ぜられてこそ、初めて公平な取り扱いであり、明るい政治と言ふことができるのではないかと私は思ひますが、それに対して、これは政務次官からお答えを願ひたい。

○奥村政府委員　私は大蔵省の管財関係の事務当局からいろいろ報告を受けまして、その報告のもとに御答弁を申し上げておるのではありませんが、しかし、たゞま質疑応答の間において、どう

も問題の処理がおくれ過ぎておると思ひますし、それから処理について、事務当局で処理がやれなかった場合には、大臣なり政務次官のところへもつと問題をどんどん持ってきて、そうして私の方で責任を持って処理をするようにしなければならぬと思つておりますが、まだ就任して間があまりありませんと、いろいろのことから、まことに思うにまかせないのでございませう。つきましては、たゞま払い下げについてどうも実情に合わない払い下げがあったのではないかとお尋ねの通り実情に合わないものであるとするならば、問題の解決の焦点をはずしておるといふふうに思ひます。私も田村委員のお尋ねと同じような疑念を持ちますので、これは一つ政府委員に十分答弁させまして善処いたしたい、かように考えております。

○田村委員　私の言つたこととまたちよつとあなたのはつぽをはずされたのです。局長の方でうまく解決のできない問題がたゞくさん残つておるが、それは自分の方へどんどん持つてきてやりたい、ところが今度はまた局長のところへ戻つていった。都合の悪いことは局長のところへ戻つていくわけなんです。同僚議員でもありますから、あまり深くは言ひませぬけれども……。

そこで、土地買収のときには不用になつたお前たちに返すのだという説明がされておつたわけでありませうけれども、今度は現実に旧地主というものにあまり重点的に払い下げていないのです。そうすれば自分の土地であつたものを――不法と言ふのかどうかは別問題、今の局長の話だと局長は正当だ

と思つてゐるというのですから。けれども少くとも無謀です。無謀に取り上げられた土地を他の者に払い下げをするという場合に――もうすでにしまつたわけなんです、そういうときに旧地主に対して何らかの措置をするかどうか、そういうあたりの気持ちがあるかどうかを私はお尋ねしたのであります。どういふ措置をするということは今即答もできませんけれども、何らかの措置をする、善処するくらいのお答えはあつてしかるべきだと思つたので、政務次官どうですか。

○福田委員　委員長から発言をいたしますが、この問題については私の見るところでは、まだ政府委員の方から質問者に対する十分具体的な資料等を持つて答弁をいたしておらないと思ひます。現実の問題の把握をしておるようにも見受けられせんから、この質問は後日再度質問者がおやりになることにされてはいかかと思ひますが、田村君のお考えを承ります。

○田村委員　どうもせっかく事前に多賀城問題で質問するという通告をしておきましたのに、政府側の意見が不一致というならまだわかりませんが、どうも政務次官も局長もあまりこの問題を御存じないらしい。といつてあまりおそくなつても私も困りますから、少くとも今週中から来週中にも一回私は再質問をいたしますから、十分一つ御検討願ひたい。

そこで一言私はここで要望しておきます。どうか政務次官、適当な措置を、いわゆる善処するような基礎に立つて御研究を願ひたいと思つたのです。私の質問は留保いたします。

○奥村政府委員　たゞまの田村委員の御発言の通り、私もこの事態をなお一そう実情を調査いたしまして善処いたします。

○田村委員　次の質問に対する準備の善処ではないのです。よろしうございませう。この問題を善処するという建前の上に立つて十分御研究を願ひ、何らかの解決点を見出すようにあなたの方で十分御協議願ひたい、これを私は申し上げたので、もう一回明確に、善処するということを速記録に載せておいて下さい。

○奥村政府委員　次回の委員会におきまして、この問題に対してはもう少し明快に御答弁ができるようにいたすとともに、問題自体を実情に沿うごとく解決すべく善処いたします。

○福田委員　次に西ヶ久保重光君。○西ヶ久保委員　最初に調達庁長官にお伺ひしたいのです。これは去る十二月一日に太田市におきまして米軍の飛行機から中型ジープが落ちて参りました、しかも中学校のすぐそばに落ちて、かなりの農地その他被害を起した事件であります。この件は三日後参議院の内閣委員会でも同志伊藤議員から質問をしてあるはずであります。

この件に対しては、伊藤議員の質問によつて当局はどのような処置をされたか、さらにアメリカ軍に対して何らかの折衝をされ、アメリカ軍からこれに対していかような回答がありましたか、この点をちよつとお伺ひしたいのであります。

○丸山政府委員　去る一日、お尋ねの太田飛行場において飛行機からジープが落ちて、麦畑並びに学校の屋根がわらに被害を与えた。この事件に關しましては、現場において直ちに被害状況

の調査を米軍とするともに、かかる事態が何ゆゑに発生したか、これらの原因究明と、今後かかることの起こらぬことに対する検討、これらのことを含めて現場において米軍に嚴重に注意を促し、当方におきましても在日司令部に同様な注意を促し、原因究明と今後の処置を求めておりました。なお最近における合同委員会においてこれを取り上げるつもりであります。米軍といひまして今までわかつておりましたは、落下傘をつけてものを落とすことをやつておるのでございませうが、この落下傘が飛行機の翼にひつかかつては、それが原因でございまして、あそこにおける事故としては、私の知る範囲においては最初の事故だと考えております。

○西ヶ久保委員　それはアメリカ軍から正式に日本政府に対して通告された事故の原因でございませうか。

○丸山政府委員　事故の原因並びに今後とるべき態度は、正式にはまだ聞いておりません。現場の調査員の言でございませう。

○西ヶ久保委員　あなたは去る三日の参議院の内閣委員会、この件について質問をされ、いろいろ調査すると約束されたはずですよ。きょうはもう八日です。その間五日の日にちがあまりすが、調達庁長官としてアメリカ軍に対して、この事故の原因並びにそのいろいろな詳細について、全然正式な調査並びに連絡方を通報してないのですか。

○丸山政府委員　去る三日参議院の内閣委員会におきまして、私特に申し上げましたことは、この飛行場地域の返還問題に關しまして、これは実は夏以

来返還交渉をいたしておる問題でございますので、これらに關しましてはこの土地でかかる訓練を行なわず、別なところである、この方針のもとに米軍もその場所というものを具体的に調査、検討中でございます、従いましてその問題が決定しますと、この地域全体が解除になる、その時期はさほど遠い時期ではない、このように申し上げたのでございまして、それに関しまして交渉は引き続き續けておるわけでございます。

○西ヶ久保委員 防衛庁長官に伺いますが、あなたもおそらく参議院の内閣委員会での話は聞いたと思う。今調達庁長官はこういう事故では最小限のものだとおっしゃったのですが、私の現地において調査したところによりまして、中型ジープが空から落ちてきた、しかも落ちた場所が、落とす予定地の飛行場から二千数百メートル離れた中学校の約二十メートルうしろなのです。幸いにして中学校の校舎に落ちなかったから、落ちた事故としては最小限だけれども、私どもが日常生活をする中で、空から中型ジープが落ちてくるということは、これは事故によって受けた被害は最小限だけれども、その事故自身は私は非常に大きな事故だと思ふ。日本の空からアメリカのジープが落ちてくるなんていうことは、私は丸山調達庁長官とは意見が違ふのです。こういうことが行なわれて、しかも今聞いてみると、三日の委員会でも質問したのに対して、その原因の調査もしてないし、米軍に対して正式な何もすか。しかもそうしておきながら、アメリカ軍は県に対して市に対しても

学校に対しても一言のあいさつもしてない。言語道断です。あなた方は日本の政府としてアメリカにそういうことをやらして、しかもやりっぱなしで、一言もあいさつしないでおいていと思われませんか。現地の住民の諸君や学校の生徒諸君は非常な恐怖を感じておる。それはそうでしょう。しかもジープの落ちたのが二十メートル離れたところですが、その部品がここに持つてきておりますが、ジュラルミンのジープをバラシユートによって操作する一部なのです。これが授業中の校舎に落ちておる。ちょうど委員長の席が先生の教卓で、その右すみに穴があいておりますが、あの付近に屋根を突き抜けて、幸いにして天井でとまっておる。そのときも生徒諸君は非常な恐怖を感じた。またさらに離れた小学校の給食室に落ちておる。こういう状態なんです。こういうことが行なわれて、しかも今聞きすると何ら手を打っていらっしやないし、アメリカ軍自体が今言ったように、県にも市にも学校にも一言の陳謝の意を表してない、平然としておる、こういうことがあっていいのかどうか。一応調達庁の担当長官として赤城防衛庁長官の所信を伺いたい。

○赤城防衛大臣 お話のように被害は少なかつたかもしれませんが、場合によつては大きな被害を与える危険があつたと思ひます。お話の通りだと思ひます。そういう点で私どもも非常に困つたことだと遺憾に思つております。調達庁といたしましてこのことにつきましては非常に遺憾でありますので、アメリカとも交渉して、損害及びこれからそういうことがないよう

に交渉を進めておるわけでございます。ただ被害の調査その他についてアメリカ軍から聞いたかどうかという問題であります。その前にやはり調達庁としては、こちらで十二分に調べてその材料をもつて米軍と折衝に当たる、こういう準備をいたしておつたので、御指摘のように幾らかおくれたことは遺憾であります。十分な資料を整えてアメリカ側とも十分なる折衝をしております。なおそういう事故がでないためにいろいろ方法をとつていますが、一番根本的な問題は、あそこは私の方へ返すことになっておりますので、その方も並行して早く私の方へ返してもらうように、調達庁としてもせつかつ骨を折つておる最中でございます。お話の通りまことに遺憾であります。十分当方においても調査した上でなお向こうと折衝し、遺憾の意を表させたい、こう考へておりますので御了承願ひたいと思ひます。

○西ヶ久保委員 アメリカ軍はそういう事故を起して、しかも事故を起した飛行機は米第三十五航空団の飛行機で、それが立川飛行場から立つてあそこへ来て落ちておる。それと立川から、落ちて間もなく非常によく牽引車が飛んできて、しかも係官が飛んできて、そうしてすぐにはわゆるアメリカ軍のやるようになつて張つて、煙に無断で飛び込んできてすぐ引き上げる作業を始める。しかも付近の学校や何かに落ちていろいろ被害を与えた器物は全部没収していつてゐる。これは私が現地調査に行つた場合に、ちょうど子供がその付近で拾つたものがあつたので、子供が私に提示

したものでありますが、これが幸いにして残つておつた。あとは全部証拠品として押収して持つていつてしまつた。そうしておいてあと何らの処置もしないということでありまして。米軍はその被害を知つておる。あなた方が調査される前によく知つております。知つておりますから、あなた方が調査されて折衝する以前に、アメリカ自体がそういう事故を起したのだから当然陳謝すべきだと思ふ。まず学校に、そして被害者に、さらに市当局なり県なりにアメリカ軍としては陳謝すべきだと思ふ。それをあなたの答弁を聞いておる、調査をして申し込んで、そして陳謝をさせるとおっしゃる。そんなばかなことがあります。今日米安保条約の改定が問題であります。それは埼玉の殺人も相馬の殺人もそうでありまして、やっぱなしなんです。私はやはりアメリカの日本に対する一つの基本的な態度だと思ふのです。従つて今あなたがおっしゃつたように、調査をしてそれをもつてアメリカ軍に折衝し、陳謝をさせるのでなくて、アメリカはこういう事件が起つたら当然時を移さず、それだけのところに陳謝すべきだと思ふが、日本は安保条約、日米行政協定ではそういうことを何ら要求しない。それをしなくともいような状態に置いてある。今度の改定においては行政協定も改定されるでしょうが、こういうようなところは依然としてそのままにされておる。やりっぱなしだ。被害を受けた国民なり、あるいは非常な心理的な恐怖を受けた国民が、受けっぱなしで済むのかどうか。私はやはりこの機会を通じて

政府はアメリカに対する断固たる処置をされる必要があると思ふが、それをされずに、ただ単に調査をして折衝して陳謝をなさないという程度か。そのままだりっぱなしにせずに、日本なり日本人に対する侮辱に対して、何らか強硬な態度をとられる意思があるかどうか、こういう点をお答え願ひたい。

○赤城防衛大臣 損害を与えられてはうりっぱなしでおるといふわけではございせん。御承知の通り今の安保条約におきましても行政協定もありませんし、そういう点におきまして、決してうりっぱなしにしておるわけではございせん。改定にあたりまして遺憾だと思ひます。改定にあたりましては行政協定の中に当然組み入れていくわけでございます。ほうりっぱなしにするという気持は全然ございせん。ただ陳謝の点において非常におくれているのは、私は遺憾であると思ひます。

○西ヶ久保委員 最後の方は聞かへなかつたのですが、アメリカに対してはつきりした態度で、この件に対してすみやかにそれぞれのものに陳謝するように申し入れる意思があるのかどうか。

○赤城防衛大臣 遺憾の意を表するものが当然だと思ひますので、そういう連絡をいたしたいと思ひます。

○西ヶ久保委員 調達庁長官にお聞きします。こういう事故が起つてあなたも御承知と思ふのだが、いわゆる大泉の飛行場は総坪数が約五十五万

坪、しかもその中にアメリカのキャン
プ、住宅地がある。さらにそれに最近
は引き続いてゴルフ場ができた。従っ
て飛行場として使う分は三十万坪ある
なしであります。しかもその周囲に
は、太田市と大泉町のちょうど中間で
ありますから、農家あるいは市街地が
相当ございます。そういう狭い場所、
しかも周囲には農地、人家、市街地が
ある。こういう状態の中でジープ、し
かも中型ジープを落下傘をつけたとい
いながら、いわゆる投下演習をするに
適当な土地、条件とお考えになるか、
それを伺いたい。

○丸山政府委員 お話の通り、太田市
付近の人口稠密状況あるいは今後工業
用地として発展する実情等におきまし
て、あの滑走路中心の約三十万坪くら
いで十分な訓練に合う場所である
かどうか、これらも検討しまして、実
は先般来あの辺はすべて返還させるべ
きが至当である、こういうことで返還
の折衝をいたしておるわけでありま
す。もう少し適当な場所を具体的に目
下調査検討を日米双方で加えておりま
す。これをすみやかに了しまして、あ
の土地は日本側に返還する、このよう
に措置を進めておるわけでございま
す。

○吉ヶ久保委員 あなたもおっしゃる
ように、そういう狭いところで、しか
も付近に農地や人家が密集する場所
で、パラシュートをつけたといえども
飛行機からジープとかその他のものを
落とすこと自体が、私は非常識きわま
ると思う。それを今まで許しておいた
日本政府もどうかしてはと思う。今
まで事故がなかったことはほんとうに
不思議であって、今度のこういう事故

によって付近の人たちもあらためて考
え直しておる。しかも私が非常に遺憾
に思うのは、私は一日の事故で五日に
現地に調査に行ったのですが、四日に
さらにやっておる。こういう事故を起
こしておきながら、四日にはドラムカ
ンを多数落とされている。先ほど赤城長
官にも言ったように、アメリカ軍は日
本人を何と考えているか。ジープを落
としてそういう事故を起こしておきな
がら、数日を出して、また同じ場所
で同じ演習をやっている。しかもそれ
までに関係者に対して何ら遺憾の意も
表さなければ、何ら陳謝の意も表さな
い、さらにドラムカン等を落とす演
習をやっている。これはもう自民党の
諸君も現地の人は非常に怒っている。
委員諸君だって、この話を聞いて気持
のいい諸君はなかるうと私は思う。こ
ういうことから考えて、こういうこ
とを再びやらせてはいかぬと私は信
ずる。またやらせたくない。学校の
生徒も非常に不安を感じている。付
近の諸君も、今までは飛行機が飛ん
でいても、なれておいて案外平気だっ
たそうですが、あの事故が起きて以来、
飛行機が飛んでくると身がすくむよう
な思いをしている。私は人道士からも
許すべからざることと思う。防衛庁長
官はこの機会にあの演習を即時断然中
止させるべきだと思う。そこで防衛庁
長官は調達庁担当大臣として、この演
習を中止させるべく手続をとってほし
いと思う。そういう意思がどうかど
うか。またあるとすれば、それを断固
即時停止させるだけの強固な決意を
持つて御折衝いただけるかどうか、そ
の辺のところをお聞きしたい。

○赤城国務大臣 そういう演習を中止
させるということは困難だと思いま
す。しかしそういう事故を起こさない
ように、十分な注意を払って演習をす
るということにつきましては、私ども
として十分に連絡してそういうことに
したいと思っております。

○吉ヶ久保委員 十分な注意とお
っしゃいますが、今までも幾らアメリカ
でもどうでもいって演習したと
は思いませんが、しかし注意をしたと
いいながら、そういう事故を起こして
いる。その事故が人命にも何もなく
たのでよかったです、しかし今
言ったように条件が悪い。山の中とか
あるいは人家もなければ人も住ま
ないというところなら、これはまだ
けっこうです。ああいり市街地の中
にある、しかも非常に狭いところであ
てしなくても、ほかにそれくらい場の
所はあると思う。あそこでなければな
らぬという場所ではないはず。あな
たは今やめることはむづかしいとお
っしゃるけれども、私はそういう実情を
申し上げれば、ほかに場所がないわけ
ではないのだから中止できると思うの
ですが、それは日本政府の腹です。態
度です。そういう意味で、やめてもら
うことはできぬけれども、注意しても
らうということではどうもいけません
ん。やめてもらおうという決意で御折衝
願わなければならぬと思うが、そう
いった国民心理あるいは当地の諸君の
心理を含んで、断固やめさせる決意を
持つて御折衝願いたいと思うが、再度
御答弁願いたい。

○赤城国務大臣 先ほど申し上げまし
たように、お話であります、断固や
めさせるということにもなかなか参ら
ぬかと思いますが、御趣旨の点はよく

私もわかりますから、そういう趣旨を
含んで事故の起きないような措置をな
すお十分とるよう連絡をいたしたいと
思います。

○吉ヶ久保委員 赤城長官だからあま
り声を大きくして言えまいと思うので
すが、それではいかぬ。あなたが折衝
する場合に、やむを得ぬのだ、十分の
注意をさせようという折衝では聞きま
せんよ。少なくともこういう国民心
理をつかんで折衝されなければ、断固
やめさせるという決意をお持ちになら
なかつたら、折衝できません。そんな
ことなら最初からやらぬ方がいくら
いだ。あなたが行ってどうですと言っ
たぐらいでやめるなら、とうにやめて
いる。しかし早く政府としてもそうし
た気持を持ってやってもらわなければ
ならぬと思う。その点十分含んでいた
だきたいと思う。

と同時に、あと調達庁長官にお伺い
しますが、これは御承知のようにあな
たの方の骨折りで、付近のキャンプは全
部閉鎖になりました。おかげさまで民
間産業も相当入って、かなり明るい見
通しでやっております。しかもあの飛
行場は付近の基地と総合的な基地であ
りまして、あそこ一つ残しても意味が
ない。意味がないから現在よけいな投
下演習をしている。これは御承知の通
り。そこで当然これは返還をさせるべき
ものでありますけれども、最近なか
か返還にならないので、付近の諸君が
心配しているのは、方々の基地でやっ
ているように自衛隊がはしがっている
のだから、これを返還するのを一寸延
ばしに延ばしておいて、いつの間にか
自衛隊が自然の形で入れかわる意思で
はないか。きょうは源田空幕長も来て

おりますが、よくいわれておる。案外
今の自衛隊の幹部諸君は、人のよそ
うな顔をして人が悪い。アメリカの基
地と一緒に使っておいて、いつの間に
かすわり込む。これが実態なんです。
であるからあの太田でもそういう心配
をしておる。こういう事件が起った
から、早く返せという口実ができた。
これを口実に使ってもけつこうです
から、こんなことが再び起こらないよう
に、住民が騒ぐ前に返還することがア
メリカとしても利口である。そういう
ふうな形で返還を早める折衝をすべき
だと思われ、またされたと思う。今の
ところいかような状態であるか。これ
が調達庁長官に対する質問。同時に
防衛庁長官には、今私が指摘したよう
に、現地では自衛隊がいつの間にか
入ってくるのではないかと不安を
持つておりますが、この前も委員会
で長官が御答弁されたように、あそこ
には自衛隊は絶対行きませんと
おっしゃった。今も残っている飛行場を
使いになりたいという意思はないかど
うか。あるならばはっきりおっしゃ
して下さい。なければならぬと
思いたい。

○丸山政府委員 お話の通り返還の関
係はあの飛行場及び住宅地のみなら
ず、キャンプ・ドルウのあの大きなキ
ャンプ施設全体を含めまして、夏以来折
衝を続けておる問題でございます。そ
の理由とするところは、あの地元の出
産振興、工場誘致、このために全体が
必要とする。こういうことで折衝を続
けて参りまして、すでに日米間におい
て全体を返還するという基本的な方針
は意見の一致を見ております。従いま
してすでに十月キャンプは返還になり

ました。今住宅地区は米軍のお金で作ったものを向こうで整理してある。それが整理がつき次第返還する。なお問題の飛行場も、ああいう飛行機から人や物を落下傘で落とす訓練も、別な適当な場所を具体的にすでに調査検討を進めておりますので、これのめどがつき次第返還する。従いましてこれら全部を合わせまして、返還の時期はさほど遠くはないものと私は見通しております。できる限り来春までには解決をしたい、このように思っております。

○赤城國務大臣 今自衛隊が返還後にあそこを使うという意思は持っております。

○苗ヶ久保委員 もう一点、これは今いろいろ問題になっております新島のミサイル試験場であります。御承知のように現地では非常な騒動をしております。これは私の立場から見ると、あまりにも防衛庁が強引にやられるので、反対の住民が激高した形がああいうふうに出たのだらうと思う。これは客観的に見ても非常に遺憾であります。あの平和な離れ島に防衛庁がミサイルの試験場を作るなどとおっしゃるなれば、あの村は平和に、しかも何も心配なく住めた村です。それをあなた方がよけいなことをされるので、ああいう騒動を起こしておる。しかも現在血で血を流すような騒ぎをしておる。実に残念であります。あなた方は自分たちの職掌上何でもやろうとおっしゃるけれども、そのこと自体はいつも指摘するように国を守るためとおっしゃるながら、国の中にいろいろな問題を投げかけておる。新島がその犠牲の一つの大きなものであります。しかもこ

れは離れ島だけに問題は深刻であります。私はきのう小倉警視總監に抗議に行つたのでありますが、急遽三十数名の警官を派遣しておる。なぜか、明らかにこれは反対派の動きを弾圧するためである。口ではそう言っていないけれども、事實はそうである。この辺で私は赤城防衛庁長官に一つああいうことは取りやめて、あの離れ小島の平和だった新島を、再び平和の島にしてもらいたいと思う。それはあなた方があのミサイル試験場をやめればよいのです。簡単なことなんです。今ああいう状態の中にあるのですから、これができまして、あの村は永久に混乱と反目と兄弟相はむような醜い、まことに遺憾な状態が続くと思うのであります。むしろこの機会はいい機会であるから、このミサイル試験場を中止する御意思はないか、お伺いします。

○赤城國務大臣 ミサイル試験場建設の途上において、御承知のような問題が起きておることは私もよく承知しております。しかし私も平和というものが、一番大事なことです。今ミサイル基地を作つた後において、今お話のように兄弟相はむというふうな形にならうとは思っておりません。ミサイルの試験場を作ると同時に、新島の開発等にも力を入れまして、平和な島になり得るような目途で実は進めておるのであります。でありますので、今あそこをやめるといふ考えは持っておりません。

○苗ヶ久保委員 源田空幕長に参考人としてお聞きしたいと思うのですが、かまわないでしょうか。

○源田委員長 参考人ではなく説明員です。

○苗ヶ久保委員 幸い空幕の最高責任者の源田空将が来ておりますからお聞きしたいのですが、あなたは委員会に出る機会がありませんのであります。が、今もお聞きのように実は日本の自衛隊があるために、非常な問題が方々に起こつておる。基地の問題にしろ、あるいは飛行場の問題にしろ、ミサイルが空幕に属しておるのか、これは私の受けておる資料では明瞭でありませんが、新島では、長官も遺憾の意を表したように、非常に問題を起こしておる。あなたは空幕長として、日本の空の責任を持つ方として、あなたの立場からはミサイルも必要であらうし、サイドワインダーも必要と思うでしょう。しかし国民はそれを必要と感じていない。むしろ反対をしておる。特に新島においては、その直接の被害者として、今も指摘したように非常な問題を起こしておる。しかもミサイル試験場を作つて、そのミサイルによって新島にああいう波瀾を起こしておきながら、そのミサイルの試験の結果、ほんとうに日本の空をあなたが全責任を持つて、どんな空からの攻撃があつても、そのミサイルやあるいはサイドワインダーで日本の危機を救得する。一

新島の村が破壊しても、村民が泣いて、あそこを試験場を持つて演習した結果において、日本を完全に取り得る。従つてあなたは空幕の責任者として、今言つたようにたとい一つの村や一つの村民が泣いてもどうなつても、責任を負つてやれるという確信を持っておやりかどうか。ただ単に一つの兵器を試験するのだと、試験のためにあなた方はおもちゃみたいなものを買い込んで、その試験のために村民を泣かせる。これは税金を使ってやるのです。あなた方が自分の金で、自分でやるならまだ話がわかるのですが、日本人の税金を使ってああいうものをやりながら、国民を泣かせる、反目させる、村を破壊させる、こういうことがあつていいかどうか。あなたに聞くのは、それをすれば、あなたは空幕の責任者として、絶対に日本の空をどんな攻撃があつても守り得る確信があつてやられるのかどうか、この点を一つお聞きしたい。

○赤城國務大臣 ちょっと、新島で試験するのはどういふものを試験するかという点を申し上げておきたいと思ひます。新島で実験しようといつたしておりますのは、技術研究本部で研究いたしております試験用飛翔体であります。でありますので、エリコン等の試験は予定しておりますし、それからサイドワインダーについても新島で予定しておりますから、ちょっと申し上げます。

○苗ヶ久保委員 今防衛庁長官はそうおっしゃるが、サイドワインダーはアメリカからきておる。これをやがてどこで演習する問題が起きます。それはどこでやるのです。サイドワインダーを持つてきましたか、この演習はどこでやる予定ですか。

○赤城國務大臣 まだ全然きめておりません。

○苗ヶ久保委員 そんなことはないでしょう。人をばかにした、委員会をばかにした答弁をしてはいけません。少なくともサイドワインダーを、アメリカから反対を押し切つて空からこっそり持つてくるようなことをしておいて、持つてきてからどこでやるかわから

ぬというふうな、そんなばかなことはないでしょう。買う前にちゃんと予定しているはずだ。そんなばかがありますか。あのサイドワインダーは、永久にどこかにしまつておくのですか。どうなんですか、はつきりおっしゃい。

○赤城國務大臣 もちろんサイドワインダーを買つたのですから、これは試験をいたします。こつそり持ち込んだのではなくて、向こうから持つてきたので、私の方で持ち込んだのではないのです。試験はいたしますが、試験にはやはり試験のプログラムといひますか、スケジュール等もありますが、そういう点もきまつておらぬので、いづれは試験いたします。

○苗ヶ久保委員 長官、少し無責任じゃないですか。国民があれほど騒いで、そういうものを持つてきては困るといったものを、あなたは向こうが持つてきたとおっしゃる。買う約束をしたから持つてきたので、買わなければ持つてこない。そんなことで逃げちゃいけませんよ。国民があれほど騒いで反対しているものを持つてきた、いづれは試験しなくちゃならないでしょう、そんなばかなことはないでしょう。従つてこれは今言つたように、やがてやる。従つてこれには問題がある。先ほど源田空幕長にお尋ねした、空幕長の決意を明らかにしてもらいたい。これは決してサイドワインダーやミサイルだけではない。ロッキードを買ひになり、お作りになる。これも日本の国民は、あんなものを買つても何にもならぬだらうと言つてゐる。私の聞きたいのは、ロッキードを二百機作つたら、どんな空襲を受けても、どんな攻撃を受けても絶対不安はないと

いうことを、源田空幕長は国民の前に
おっしゃれるかどうか、おっしゃって
下さい。

○源田説明員 実際の非常事態におき
ましている場合でも、あの104と今申
された若干のミサイルがあれば大
丈夫か、百パーセント防空は完全であ
るかというお話であります、これは
相手によることであります、いかな
る場合でも百パーセントということは
申し上げかねます。これはやはり非常
時に入った場合に、どういう環境に日
本が置かれていくかという、その状況
に応じて異なると思います。従って今
ここで百パーセントということは申し
上げかねますが、われわれは日本本土
を極力被害から救う、被害をこうむる
程度を極力少なくするという考えで
もってやっております。

○西ヶ久保委員 あなたは空幕長とし
てそんな答弁ではだめですよ。あなた
は少なくとも空幕長として、日本の空
をいかなる敵からも守る決意であるは
ずです。敵が大きければ防げない、こ
れでは何にもならない。あなたにもう
一つ聞くが、あなたは今自分の部下
に、現在の世界の情勢でどういう敵を
仮想して訓練しているか。仮想敵のな
い訓練はないはずですよ。私もかつて昔
の軍隊に引っぱられたことがあるが、
どんな演習でも、分隊の演習でも全部
仮想敵があった。当時はいわゆるロシ
ヤです。みんな仮想敵国を想定して、
その仮想敵国の行なう戦術戦略に応じ
てこちらも演習しておった。あなたは
今空幕の部下に対して、どういう敵を仮
想して訓練されているか、お聞きしたい。
○源田説明員 特定の国を仮想敵とし
てはやっておりません。われわれは現

在の世界の航空機の水準において、ど
ういう程度の爆撃機が活躍中である
か、どういう程度の戦闘機が活躍中
であるか、そういうことを常に調べてお
ります。従ってそういう世界的な水準
においてこの目標を選定しているの
であります、ある一国を仮想敵として
やるということはやっております。

○西ヶ久保委員 そういふ答弁ではど
まかされません。世界の水準でやると
おっしゃるが、そんな目標のない訓練
がありますか。敵はどのような飛行機
で、どんな速度とどんな装備とどんな
戦略目標で、どういふ角度から入る
か、こういう想定なしで訓練ができて
すか。決して飛行機乗りの曲乗りや何
かの問題じゃない。日本に攻めて来る
敵機なんです。それがただ単に世界の
水準でやるんという答弁で、あなたは
空幕長としての責任がどうなるか。絶
対動まりませんよ。具体的にどんな飛
行機がどういふ目的でどこから入っ
て来るか、それをどう迎撃するか、こ
れが問題だ。ここは内閣委員会だと思
つてなめて答弁してはいけませんよ。そ
んなことであなたは空幕長として勤ま
りませんか。ここには昔の軍閥の政治家
保科君がいるが、彼が訓練した場合で
もやりました。ちゃんと仮想敵国を置いて
全部訓練しておる。私もやられたで
すよ。それをあなたはそういういいか
げんなばく然たる答弁で、あなたの責
任は動まらぬはずですよ。あなたはち
んと胸に持っている。この委員会にお
けるきょうの質問に対するあなたの答
弁は、国民が耳をそばだたせて聞いて
おる。しかもロッキードを買おうとし
ておる。ミサイルも入っておる。こう
いう場合に、はたしてあなたは一体ど

この国が——では具体的に聞く。中
共、ソ連の航空機が大挙日本に入っ
てきた場合に、あなたはいよいよ現在の
あなたがそろえようとする二百機の
ロッキードで日本の空を守るか、こ
れをはっきり聞こう。一応アメリカの
仮想敵国は中共、ソ連であります。こ
れははっきりしている。そのアメリカ
と共同作戦する日本の自衛隊、今度の
安保改定でなおさら緊密にしようとし
ている。これは国民の常識です。あな
たが幾ら隠しても、アメリカがソ連、
中共を仮想敵国としている以上は、ア
メリカと共同作戦をするところの日本
自衛隊、しかも今度改定される定保条
約の主眼も、敵は中共、ソ連になっ
ておる。そういう場合に、これはいやが
おうでも中共、ソ連を相手にしなけれ
ばならぬ。中共、ソ連の現在の軍事力
で日本を攻めてきた場合に、あなたは
私も九千万国民を少なくとも空にお
いてがっちり守って、一点の不安も持
たせないような防衛をされる確信があ
るか、これはあなたの確信をはっきり
とお聞きしたい。

○源田説明員 中共、ソ連の飛行機が
大挙して襲撃してきた場合という御質
問でございますが、この大挙と申しま
しても、それは具体的な数字がなけ
れば、私はこれにははっきりしたことを
申し上げかねるのであります。また同時
に、日本がその場合にどういふ国を友
好国として持つておるか、こういうこ
ともこの裏の前提になると思ひます。そ
ういふ具体的な数字の上に立つて、初
めてこの回答はでき得ると思ひます。
今のままでは私は申し上げかねます。
○西ヶ久保委員 それはあなたの逃げ
口上です。あなたはソ連、中共にある

軍事力は知っておる。そのソ連、中共
にある軍事力で日本を一挙に壊滅しよ
うとして飛んでくる。機数も勢力も
大体わかる。五機や十機じゃありませ
ん。しかも装備もわかっておる。私が
大挙というのは、少なくともソ連、中共
が日本を一挙に壊滅しようとしてやっ
てくる力です。ところが友好国として
どこか、それはアメリカでしよう。だ
かああなた方はアメリカと一緒にい
いですよ。たとえばアメリカやソ連には
ICBMやその他のものもあります。そ
ういふものも飛んでくるでしよう。そ
ういふ情勢の中でああなたは現在の日本
の自衛隊、あるいはまた二百機を作ら
うとするロッキードその他で守ってい
ける確信があるか、あなたは確信がな
ければ、日本の空幕長として税金をも
らってはやれませんでしよう。あなた
は部隊に対しては確信を持って訓練し
ているでしよう。あなたに対して、日本
の空幕長として、空将として、国民が
だてに税金を出してはいない。あなた
は少なくとも、日本にあるアメリカ基
地と手を握って、日本を防衛する責任感
と自信を持ってやっておられるので
しやう。それがなかったら国民は税金
を出しません。それを相手が一機来る
か何かわからぬから言えませんが、済
みませんですよ。国民はちゃんとあなた
から聞きたいのです。最後に一番聞き
たいことは、もし無理してロッキード
を買った場合に、そのロッキードで日
本が守れるか一番心配している。だか
ら、守れるなら守れるとおっしゃい。
自信がないなら自信がないとおっしゃ
い。逃げ口上ではだめですよ。源田空
将として、空幕にいらっしゃる責任者

として、はっきりした答弁ができるは
ずだ、はっきりおっしゃい。

○源田説明員 そういふ場合に、これ
は何べんも申し上げますように、その
ときの日本の置かれた状況によってい
ろいろ異なると思ひます。しかしなが
らわれわれは今の防衛力整備計画が完成
した暁において、一機も日本に入れな
い、こういうことは私は保証しかねま
す。しかしながらその場合、この戦闘
を勝利に導く、また大きな被害を与え
ないということについては、私はこれ
をやりたいと思ひます。

○西ヶ久保委員 一機も入れないと
入れるとか——完全に守れるんです
よ。一ぺんの戦闘じゃありません。今
度起こったおしよの戦争ですね。
それをあなたは最小限の被害とおっ
しやる。最小限の被害では済みませ
んよ。一ぺんが終わるならそれで済みま
しやう。起こった以上は食うか食われ
るかです。最後どちらかが参るまでの
戦争なんです。だから問題なんです。
あとの質問がありますからこれ以上言
いませんが、ここでははっきり言いた
いことは、少なくとも今言ったように今
度のロッキードで千億以上の国民
の血税を実際しはられる。そのロッキ
ードを買うこと自身に第一問題があ
る。それはほかの諸君が触れるから私
は触れないが、問題がある。買った作
つた六年後に、すでにそのときには新し
いものが生まれておる。ちやうど今のF
86でも同じだ。F86を採用機種に決定
した。まだでさう上がないうちにもう
すでにだめなんですよ。しかもF86は作
ただけで、乗り手のない飛行機がた
くさんある。ロッキードも同じ面がない
はいえない。むざむざと国民の血税を

そんなものに使ってしまう手はない。そうなら今言ったように、日本は九千万国民の生命、財産は安心し切らねばならぬと思う。これは防衛庁長官もその通り。これ以上言ってもはつきりしたことが言えないようですから、これで打ち切りですが、最初の質問に返って、ミサイルです。

もう一つ聞きますと、ここに現地の賛成派の諸君の作っている団体が出している書類があります。これによりますと、防衛庁は、突堤を作ってやる、道を作ってやる、いろいろな交換条件を出していらつしやる。何かこれはちょうど離島振興法でやっているようなものです。防衛庁はいつこういう変なことをお始めになったかを知らませんが、いろいろ甘い条件を出して島民をたぶらかしている。けしからぬと思う。しかもよく調べてみますと、今言ったように離島振興法でやることと全然同じだ。いつあなたはそういうことをおやりになったのか。そもそも最初は絶対反対だった全村が、半分以上賛成方になったのは、こういつたあなた方のうたい文句がきいたのだ。赤城長官は、こういうことをなさって住民や島民をたぶらかしてもいいのかどうか、これはいかがですか。

○赤城國務大臣 決して住民をたぶらかすというわけではなくて、西ヶ久保さんがさっきおっしゃられたように、島の人が平和によくやっていく、こういう考え方が立脚点であります。それでこのミサイルの試験場を作るわけですが、それも先ほど申し上げましたようにエリコンとかサイドワインダーのようなもので試験しようというところは

考えておりませんが、技術研究本部で研究した試験用飛翔体をやろうということでもありますから、反対派の人々の心配するようなことは私どもはないと思っております。しかしやはり心配は心配ですから、それにまたそれだけの試験場をとるということになれば、それだけ狭くもなりますし、島の振興のために島の人がよくなるような方法もあわせて考えることが適当だ、こういうふうな趣旨によりまして、今の突堤等のことも一つ手伝おう、こういうような考えから進めておるわけであり

ます。

○西ヶ久保委員 こういう費用はどういうところからお出しになるのですか。試験場建設の費用をさいてお出しになるのか、あるいは大臣の機密費でもお使いになるのか。防衛庁予算の中にはこういうものはないはずで、こういう費用はどこからお出しになるのですか。

○赤城國務大臣 大臣の機密費はありませんから、そういうものからは出しませんが、詳しいことは官房長から答弁させます。

と、防衛庁の船が着くからおっしゃる。それなら官房長、ほかの場合でも、防衛庁の重戦車や大きなトラックが地方の道路をずいぶんいためている。これは再三地方住民から陳情なり文句が出ておる。これに対しては防衛庁は、そういう予算はないということではとんどこれを顧みない。もし今あなたのおっしゃったような、新島の突堤がそういうことでできるならば、各地にある陸上自衛隊の戦車部隊その他が村道なり個人の道を非常にいためる場合に、当然これはやれると思う。これをなぜやらないのですか。

○門叶政府委員 自衛隊の持つております戦車その他の車両で道路等を損壊するということは、われわれとしてはまことに恐縮に存じておりますが、そういう場合におきましては、御承知の施設部隊あるいは地区作業隊というものを活用いたしまして、できるだけ御迷惑にならないように努力いたしておる次第でございます。なお今後ともその線に沿って、十分努力いたして参りたいと思っております。

○西ヶ久保委員 予算を使っておやりにならないのですか。私も三カ所ばかり陳情したことがあるが、やはり予算がないというのでやらない。それはもちろん施設をやることはけつこうです。予算を出してどんどんおやりになるか、でなければ——これは突堤もあといろいろ問題がございますが、これはやむを得ないと思うのですが、施設なんかが行つてその労力でやつたらどうか。

○門叶政府委員 新島の場合は防衛庁の船の係留に使う。しかし年間使う期日というものはそうたくさんありませんので、その他の場合においては、村の方々が使うことをお認めしようということでございます。

○西ヶ久保委員 これはおかしいですね。今言ったことを聞くと、離島振興法で二十メートル延ばす、それをさらに五十メートル延ばすでしょう。ところが別な特別なところに作るなら、それはわかりません。当然作るべき、離島振興で作った二十メートル足す五十メートル、これはあなたの方が勝手に使うのです。それをあなた方が、島民に使わせると言うのはおこがましいです。そんなことは言うべきではないと思ふ。作るの、あなたの方自分で使うから作る。それを使わぬときには島民に使わせる、こんな言い方がありませんか。これは当然取り消しなさい。

○門叶政府委員 防衛庁のあそこへ出入りする船を着けるには、離島振興法で今計画されております二十メートル、これはまだ少し先になります。二十メートルの突堤延長だけでは十分でない。そこで防衛庁としてはさらに五十メートル延長しまして、全体として七十メートルの突堤を利用して、防衛庁としては必要に応じてこれに船を着ける。さらに最後にお尋ねになりましたこれらのものがどういうことになるかというところにつきましては、完成してあるいは村の方に引き渡すということになりますか、国の施設としてそのまま持っておりますか、そこら辺のところは、まだ最終的な決定を見るに至っております。

○西ヶ久保委員 最初にあなたが村の人に使わせると言ったのは、あなたの失言だから、それは村の人が聞いたら怒ります。これはおそろく最後には村に、村の財産として引き継ぐと思うのです。従つてこれはせめてもの防衛庁の親心だ、取り消しなさい。

○門叶政府委員 防衛庁が使つてないときは、村の人が御利用なさるといふことは当然と私も考えておるわけであり

ます。

○西ヶ久保委員 これで質問を打ち切りますが、赤城長官は一つこの問題は——これは新島としてはほんとうに容易ならぬことでありまして、三十数名の警官をあそこに繰り込んでしまつと、大へんな影響が起つて参ります。一つ慎重にされまして、村の平和を乱したりするようなことをやらないで、ぜひ事の起きないような方法で——私も絶対反対で、これはもうおやめなさいというほかはないのですが、やるにしても慎重な措置をされることを一つ要望して、私の質問を終ります。

○福田委員長 次に飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 実は源田さん、赤城さんのいらつしやるところで、防衛庁軍、戦略空軍、あるいは戦術空軍等の基本的な問題について伺いたい、あるいはロッキードの問題について伺います改造のことについても伺いたいと思つておりましたが、もう時間もないというお話ですから、とりあえずきょう新聞に発表になっております自民党の要請に基づいて防衛庁が同党議員の説明するためのPR資料を出された、その問題についてだけ二、三ふに落ちません点を伺つておきたい。そして基本的な問題は次会に伺うつもりであります。

まず第一に、これを拝見いたしますと、先般の源田さんの御説明に即応した答えが出ております。たとえば「問

に、村の財産として引き継ぐと思ふのです。従つてこれはせめてもの防衛庁の親心だ、取り消しなさい。

い F 106 (コンペア) をなぜ日本では採用しないか。」「答へ F 106 は優秀な航空機だが、速度、上昇性能などでは F 104 C に劣っている。」「こういふふうには書いてあります。そしてこの前源田さんは F 104 C は今年度のコリアー・トロフィーを受けた最高スピードを持つています。」「こういふふうにおっしゃったわけですが、きつとこれがそのまま出ているのだらうと思いますが、これはこのままの記述で正しいのでしょうか。」「源田さんにまず伺いたいと思います。」

○源田説明員 トロフィーを受けたのは昨年度であつたと思います。現在でもこの速力が 104 において 106 よりすぐれており、また将来さらにすぐれる余地が大いにあることは事実であると思っております。」

○飛鳥田委員 これはぜひいふんおかしなことを承るのでして、私たちのようなしろうとでさえ、F 104 が最高スピードを出したのはいく九五八年五月十六日で時速千四百三・一五マイル、時速ですよ。ところがその年のうちにソ連のスコイというデルタが千四百八十四マイルを時速で出し、そしてことしに入つてあなたが劣つていとおっしゃる F 106 が時速で千五百三十マイル、予想せられたものよりも三〇もよけいにスピードを出して、世界最高記録を樹立した、こういうことが私たちにわかつていふのです、これは全然からうそでしょうか。」

○源田説明員 ただいまの御質問で、ソ連の飛行機につきましても、これは今われわれの選択の対象とはなっておりませんので略します。」

○飛鳥田委員 いや、スピードを聞いているのですよ。」

○源田説明員 しかし千五百三十マイルという F 106 のスピードは、これは二・二を 106 で出しておるのは私は知っており、ところがこの問題は次のように説明した方がいいかと思ひます。と申しますのは一つは、われわれは世界記録を目標にしてその飛行機の速力を選定しておるのではないのでありまして、これは戦闘行動における速力を問題にします。そうしますと、この世界記録を出すためには特殊な装置をして、そして特別のいい気象状況において——主として温度と気圧でありまして——そこにおいて特殊な装置をしてこのスピードを出しております。従ひましてもしやういふ特殊な装置をして特殊な気象条件においてこれを出せば、104 は優にこれを出し得ると思ひます。」

次に戦闘ということを目標にして速力を判断する場合に、いわゆる飛行包絡線というのがございます。三万五千フィートが一番いい最高速力を出し得るとします。今のところ実用される飛行機においては 106 でも 104 でもマック二で押えてあります。これ以上出せば出せません。しかしながらこれはエンジンその他に若干無理をするところがあり、エンジンが無理という意味は、温度度が上がり過ぎるという意味であり、従ひましてこの三万五千フィートでマック二に達してから、そのマック二を保ちながらどこまで上がり得るか、それがより高い方に上がる方が、より高いところまでその高速力を保つわけであり、従ひましてその点を全部合せて考えてみなければ、ある一つの高度の特殊な状況だけの速力をもっては、戦闘行動の速力を判断するわけにはいかないのであります。104 はこの飛行包絡線が 106 の飛行包絡線の速度を上回っております。実際飛んで実験して見ても、またこの飛行包絡線から判断しても、104 の方が 106 より三万五千フィートから六万フィートくらいの間で速力ははるかに優秀なところを保っております。」

○飛鳥田委員 いろいろあなたは御自分の実践あるいは乗つてみた経験について述べられておるのでありますが、しかし一体この飛行機が最高スピードを出すテストというものは、その飛行機を持つている可能性を最大限度に出して見る、こういう意味のテストであらうと私は思ふわけですが、ところが F 106 が千五百三十マイルも出し、一方において F 104 が千四百三・一五マイルしか出せなかったということは、その可能性の限度を物語つていふのではない、しかも包絡線とか、三万五千フィートとか、あなたはいろいろ御説明になられますが、しかしもしやうならば、こういう最高スピードの問題、世界レコードの問題が堂々と、しかも重要な問題として取り上げられていくはずはないのであります。にもかかわらずあなた方はこの資料の中に、速度、上昇性能において 104 C にコンペアは劣つていとお書きになっているわけですが、こういう PR 資料はあなたの方のような専門家が読むわけではありませんか。一般の国民が読むわけでは、これは直接には自民党の議員諸公にあてられていふわけであり、自民党の議員諸公といへども、その飛行機の通ばかりはいない。そういふ人々に速度、上昇性能などにおいてコンペア F 106 は F 104 C に劣つていふ、こう書いていいのでしょうか。いろいろ

御説明にはなりますが、私は少なくとも最高スピードを出すということは、その飛行機の可能性を物語つていふ、こういうことだと考えざるを得ないわけではあります。それで伺ひますが、F 104 はエンジンとして J 79-17 というのをつけている、こうあなたはおっしゃいました。F 106 はエンジンとして J 75-P-17、こういうものをつけているはずですが、そしてこの J 75 というエンジンは P & W 会社のエンジンである、こういうことも私たちにわかつて参りました。そして私たちがこのエンジンの大きさを比べてみれば、104 C が載せている J 79 というものは非常に小さく、しかも余地が小さい。ところがコンペアの J 75 というものは非常に大きい。従つて開発能力——今後開発してスピードを増していくという点に至れば、だれが見たってコンペアの方がすぐれているといふことは明らかじゃないでしょうか。あまり強弁をなさいますと、率直に言つて恥を後世に残しますよ。はなはだ失礼な言い方ですが、やはり事実は事実として認めになつて、なおかつロッキードの方がいいのだとおっしゃる言ひの方が私はいいのじゃないか、こう考えるわけでは、そういう意味で、よけいな言ひ方をいたしました、少なくともそういう可能性の点において、104 C が積んでいふエンジンと 106 が積んでいるエンジンとは全然開発の余地が違ふ、こういうことはあなたが考えても明らかだと思ひます。にもかかわらず、あなたは今 104 C の方が実際はスピードが出るのだ、こう言ふのです。しかし実際はスピードが出るのだとおっしゃいまして、ちゃんと最高スピード

として発表になつたものはいくらもありません。申し上げた通りですよ。こういう強弁の仕方が国民に PR をすることがいいでしょうか。もう一度私は防衛庁長官と源田さんに伺ひたいと思ひます。」

○赤城国務大臣 専門の方から答弁した方が適當かと思ひますが、私は先ほどから申し上げておるやうに、104 が 106 よりも速度、上昇性能等においてすぐれている。これは何も最高速度といふことを基準とする必要はないと思ひます。実際に使えるときは速度等で判定してよろしいと思ひます。ことに、これには書いてありませんが、速度等の点につきましても、余剰推力といひますが、そういうものもすぐれておるというふうにも私も報告を受けております。」

○源田説明員 ただいまの 106 と 104 に積んであるエンジンであり、これは今申されましたように、T 75 の方が大きなエンジンになります。しかしその大きなエンジンがパワーを与えるべき飛行機は 106 であつて、これは重量がきつめて重いのであります。従つて大きな飛行機に対して大きなエンジンをつけて、それで速力が出るかといふと、必ずしもそれは参らないのです。要するにたびたび話の出ます余剰推力といふのは、その推力をその飛行機の重量で割つたここに単位のないままの数字が出て参ります。その数字の大きさがその飛行機はさらに幾らスピードを出し得るかということが出てくるのであつて、これはマック二の場合、104 が 106 の約倍の数字を持つております。従ひまして将来どれだけ出るかといふことを判定する場合は、この数字でいか

なければなりません。これは強弁でも何でもありません。事実であります。○飛鳥田委員 開発の可能性からいけばF104の方が大きいという今お話がありました。これから二年先あるいは六年先に一体どの程度の開発が行なわれるのか、現実にはロッキードができてからそのことがわかったのではもうおそいわけです。この問題についてももっと伺いたいのですが、約束の時間がありますから、問題を留保して次の問題に移ります。

次に、このPR資料を読んでみまして、気になることは、その前です。この種の航空機は米空軍当局がさる十二月三日、すぐれた旋回、上昇、追越し性能をもつ優秀な軽飛行機であると声明しているし、と書いてあります。ところが、ある会社が米軍のパブリック・リレーションのディレクター——こういう声明関係では、この人が窓口であるはずですが、この米軍のパブリック・リレーションの責任者の方に問い合わせましたところ、そんな釈明は全然していない、米軍はそういうことについて一言も発していない、こういうことだったそうでありました。一体、「十二月三日」米軍が声明しているし、というの、新聞によってあなた方がそうお書きになったのか、現実には米空軍にお問い合わせになってみてそういう声明をしたのか。もしお問い合わせになったならば、一体米空軍の何という人がいかなる責任に基づいてそのような推薦を行なったのか、一つはつきりしていただきたいと思ひます。こういう宣伝資料にとほうもないを書かれるということ、は、大へな間違いです。

○門叶政府委員 ただいまの飛鳥田委員の御質問でござりますが、これは、その資料にも断つてあります通り、「この種の航空機は米空軍当局発表、ワシントン十二月三日発AP」という電報の記事を参照してここに引用した次第でありまして、この点についてはつきり米軍に調査をしたことはございせん。

○飛鳥田委員 都合のよいときはあつち、都合の悪いときはこつちという態度をいつから防衛庁は御採用になったのですか。

○門叶政府委員 今私が申し述べましたほかに、この事実については、在日顧問団から調査回答を得たそうでございせん。

○飛鳥田委員 それでは在日顧問団の何という人ですか。そういうことを発表した覚えはないということですよ。しかもこれには「十二月三日」とちゃんと日にちまで書いてある。在日顧問団に聞いたのは——結局新聞については、都合の悪いときはいつも新聞の誤報でございまして、逃げ、都合のよいときはいつでもそれをそのまま何らの調査もせずにおやりになってPRをなさる。こんなものがほんとうの武士道精神に合うでございましょうか。僕はちよつと疑問に思わざるを得ない。私たち野党が述べたのならばいざ知らず、あなた方はちゃんとした調査機関を持っていらつしやるのですから、米軍の本部のパブリック・リレーションの関係者に明確にお問い合わせになった上でなければ、こういうことを述べられることは非常に危険ではないでしょうか。もしこれがあなた方がよくおっしゃるように新聞の誤報であつたら

ば、あなた方が尊敬せられる米空軍を傷つけますよ。そういう責任まであなた方はおとりになるつもりなんですか、そういうところを伺いたいと思ひます。

○門叶政府委員 本件につきまして、ここにもはつきり出所を引用してございせん。AP電の十二月三日に伝うるところによると、こういうことを言つておる。こういうことを注釈で申し上げておる次第でございせん。

○飛鳥田委員 これから防衛庁は一切外電を御信用になる、こういうふうにかえてよろしうございせんか。

○門叶政府委員 外電すべてを信用するといふものではございせん。ただその出所をこではつきり申し上げて、APの十二月三日はこういうことを伝えておるといふことを念のために申し上げたのでございせん。

○飛鳥田委員 それではさつそくあなたの方で米空軍の方にちゃんとお問い合わせになつて、もしそういうことを十二月三日に発表していないとするならば、正誤訂正を申し入れることをおやりになりますか。

○門叶政府委員 御指摘の点について十分調査をしたいと考えております。

○飛鳥田委員 こういうことをそうたくさん述べてもいたし方ありませんから、時間もありませんし次に移ります。こういう問いが出ております。「米空軍ではF104AおよびF104Cの生産を停止し、F104Aを防空空軍から削減することとしておる」ところをみると、米國としては不用となつた航空機の生産を日本に押しつけようとしておるのではないか。答えておいて、不用の

ものを押しつけられたということはない。こうなつております。ところがいろいろ調べてみますと、米空軍はこういうことを明確に述べておるようです。編成がえをしたF104Cについては外国空軍の援助に使う。台湾に根拠を置くシナ国民政府空軍にこれを振り向けると言つておるようです。こうなつて参りますと、少なくとも米軍としては制式からはずして要らなくなつた。そういう要らなくなつたものを日本だとか国民政府軍だとか、そういうものに押しつけようとする——押しつけるというのか、分けてくれるというのか知りませんが、そういうことは明らかであります。この問いに対して、不用になつたものを押しつけられているのじゃないかと。この104Cが台湾の国民政府軍に振り向けられるという事実をあなた方は御存じでしょうか。

○赤城國務大臣 御質問の前提が違つておるうちに私は感じておりますが、104Cは編成がえしたしておりません。初めから御存じの通り104Aの方が……

○飛鳥田委員 言い間違えました。

○赤城國務大臣 戦術空軍等に振りかえられた旧型の方でございせん。台湾に売りつけるというようなことは私も承知しておりません。

○飛鳥田委員 台湾にただで提供をし、日本の政府で何百億のお金を出して買わなければならぬなどという羽目になつたら、あなた方はどうなさいますか。

○赤城國務大臣 台湾にただで押しつけるということは私はあり得ないと思つていますが、調べてみます。私どもはこの飛行機を国内で生産するにつ

きまして、日本とアメリカと費用の分担のもとに生産しようとしたしておるのであります。基本方針には変わりはないわけでありせん。

○飛鳥田委員 この問題も時間がありせんから、あらためてもう一度伺ひますが、さらにこれを見ますと、西ドイツも買った、カナダも買った、こう書いてあります。「西独で九十六機輸入、二百機国産としてすでに生産を開始している」。こう書いてあります。御存じのようにカナダでは有人機を廃止しようとする傾向にあるわけですが、それが二百機買つたわけはない。これは買つたのではなく、カナダでNATO諸國に売りつけるためのブローカーをやつておるのじゃないですか。カナダでいふに売つておる、こういう実情です。これをあなた方は平然として、西ドイツでも買った、カナダでも買った、日本でも買った、どこでも買ったといつて、さもうれしうにPRされるというの、国民をたばかるものはなほだしのじゃないでしょうか。僕はそういう点を明確になさるべきじゃないだらうかと思ひます。そうでなければ、カナダ政府が発表をしておる、有人機をどんどん減らしてしまつたという方針とこれとは完全に矛盾をするわけですよ。一体どうなんでしょうか。

○赤城國務大臣 カナダで生産してNATOへ売りつけるという事実はないといふふうに承知しております。これは飛鳥田さんはそういう専門家なんです、やはり大陸空軍ですから、カナダの方ではミサイルにかえて、NATOの方で使うような方向に振り向けよ

うという考えは持っております。しかしそれを売りつけるというのではなく、カナダ空軍としての協力をそういうふうな面で行う、こういうことであるわけであります。ドイツで生産する、あるいはカナダでも生産するということを強調しましたゆえんのものは、そういう生産が続けられておるの、部品等につきまして不自由はしない、こういう意味のことです。そういうことを書いたのでございます。それと同時に、また決して腐品どころか、米空軍でも現在戦術空軍に使っておりますし、これも依然として使うし、ドイツでもカナダでも使うのだという意味をお知らせしたい、こういう趣旨であつたわけでございます。

○飛鳥田委員 今防衛庁長官も自白をされたように、この二百機はカナダが自分の国の防衛に使うのじゃない。これははっきりしたわけですね。NATO諸国に援助という意味で持っていくのだ。それは援助として持つていくのか、プロローカをしてやるのか、その辺は私は大して問題じゃないと思う。むしろ国民はこのPRを読むことによって、いかにもカナダでも104Cを自国の防衛空軍に使う、こういうふうな印象を与えるように書いてある。こういうべんはいけないのじゃないか、こう私は考えたわけです。しかしこれも委員長が目できつく合図をしておりますから、次に移ります。

次に伺いたいと思ひますのは、こういうことが書いてあります。F104Aに全天候性能をもたせ、セイジに必要なデータリンクを積載するために相当規模の改造を必要とする。そこで米國では主として予算の關係から防空空軍

所屬の機種はF106を中心にして、これを整理する方針をとり、こう書いてある。心なくともこの文章それ自身から見て、F104を改造するということは相当な経費を要し、しかも米空軍自身がこのような多額の経費を支出し切れないということ、この104を整理したのだ、こういうことがあなたのPRのそれ自身に書いてある。一体米國でさえその負担を避けたいと願うような改造を日本にやらせるのですか。あなたの方のお書きになったものそれ自身に私たちは非常な矛盾を感じないわけにいかないわけですね。米國でさえその改造について疑義を持つておる。そうしてその所要の莫大な支出の前に態度を変えざるを得なかったその改造費を、日本政府が今負担をして改造していくとするのか、この問題について伺いたいと思ひます。

○赤城國務大臣 その意味は、米國ではF106が全天候性として防空空軍に活躍しておるわけでありまして、でありますので、予算の關係もある、104Aをわざわざ改造して全天候にするのはアメリカとしてほむだ。それよりも現に使用しているものをそのまま使った方がよろしい、こういう意味でございます。それからF106とF104Cとは戦闘機としての目的において違つておることは、御承知のほすでございます。片方の106の方は防空空軍に主として使ひ、F104Cは戦術空軍として使う、これは向こうでもそういう方針になっております。

そういう点におきましては、F104Cは日本においては日本の地形その他万般の事情から適しておる、こういう考え方で進んでおるわけでございます。

○飛鳥田委員 お話はかなり議論になりますから、これも次に残さしていただきますが、先ほど私が冒頭に申し上げたのがそれです。すなわちADCの性格を日本は持つべきものなのか、TACの性格を持つべきものか、戦術空軍の性格を持つべきものかという点をよく伺った上でないと、今のよう議論に入つていけないわけですね。私たちは少なくとも日本の憲法の範囲内であつた方がおっしゃっている以上、ADCの防空空軍の性格を持たなければならぬと考へます。にもかかわらずあなたの方は、今の答弁によりまして、ロッキード104Cは戦術空軍、F106は防空空軍、だからロッキードがいろいろだ、こういうことはそれ自体で矛盾をしてくるんじゃないですか。そういう点をこの次によく伺ひます。

そこで最後に、もう時間がありませうから、この前源田さんは、この飛行機の価格の問題について私はノー・タッチだ、こういうような御答弁をなさつていらしたと私記憶いたしておりますが、さよう承知してよろしいでしょうか。

○赤城國務大臣 ちょっと誤解があるようです。から申し上げておきたいと思ひます。私が申し上げましたのは、アメリカといたしましては、アメリカの防空空軍にはF106が適当しておる、戦術空軍にはF104Cが適当しておる、こういうことを申し上げたわけでありまして、日本といたしましては、もちろん防空を主体としておるわけでありまして、そういう意味におきまして、アメリカでは戦術空軍に編成されておりますが、日本におきましてこれを全天候性に、そして日本の防空の目的を

達するにはF104Cが適当である、こういうふうにお考へております。

○源田説明員 飛行機の価格の問題につきましては、航空幕僚監部としましては、装備品その他にいろいろ要求すべき問題があります。従つてこの価格の計算その他はその範囲内においてわれわれがやります。しかしその最後の決定は内局に移りまして、結局長官のところで行つていくことになります。

○飛鳥田委員 私が伺つたのは、調査団として行つていらつしやる間に、価格の問題は、防衛庁の長官から命ぜられた使命の範囲には入つていないから、私はノー・タッチでしようという御答弁だったように思ふのですが、私の記憶が間違つていませんか。

○源田説明員 価格につきましては、ただいま申された通りであります。私はその使命を持つておりません。ただ各社から出てきましたプロローザルの中にはこの価格が入つておりました。しかしながらこれはこちらで内地で各社に求められたプロローザルとその内容が違つております。従つてこれは同一の基準で論ずることはできません。

○飛鳥田委員 これも次会に伺ひますが、プロローザルとおっしゃつて逃げられるのですが、実はあなたは今年九月十一日に各会社あてに、これこれのものを付けたら幾らになるのだ、これこれのものを付けたら幾らになるのだということの問い合わせの手紙を出していらつしやるじゃないですか。プロローザルというものは日本語でそういうものですか、私ちょっとわからないのですが、そしてその中で非常に重要な提案をなすつていらつしやる。これは次会

に詳しく伺ひますが、各社に対して、飛行機に付属品として二十ミリ機関砲を搭載することを要求し、そしてそれをつけた場合には幾らになるのだ、こういう質問書を出していらつしやる。同時に千ポンドの爆弾を二個積むように設計してくれ、その場合には幾ら値段がふえるのだ、こういうことをあなたは質問書として出していらつしやる。一体防空空軍の性格を持つべきこのロッキードに千ポンドの爆弾を二個積んで、どこへ落とすのですか。こういう点について私は、ただあなたがプロローザルを受けただけのこととおっしゃるから、ほんとうのことを申し上げたにとどめます。

○源田説明員 ただいまのM61の機銃の点であります。これは空中戦闘上も必要であるし、また地上に対する協力の場合も必要であります。地上に対する協力というのは、もし日本に上陸とか降下作戦が行なわれた場合に、地上部隊に対してこの飛行機が協力することを考へております。その爆弾千ポンド二発と申しますが、この爆弾は、同様に地上に対する協力ないしは日本の沿岸に侵略してきたその船、こういうものを目標にしております。

○福田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

【参照】
郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)に関する報告書
【別冊附録に掲載】

昭和三十四年十二月十一日印刷

昭和三十四年十二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局